松本市認知症カフェ開設・運営助成事業のご案内

認知症の者を介護する家族の負担軽減等を図るため、認知症の者及びその家族等が利用

する認知症カフェの開設及び運営に要する経費に対し、補助金を交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件・注意事項 | １　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体又は個人とする。　⑴　市内に主たる事務所又は住所を有すること。　⑵　法人又は個人の場合は、市税の滞納がないこと。　⑶　法人以外の団体の場合は、代表者に市税の滞納がないこと。　⑷　事業を継続して行うことが見込まれる団体又は個人であること。　⑸　医療又は福祉の専門職、キャラバン・メイト等認知症の者及びその家族等の相談に対応する者の確保が可能であること。　⑹　暴力団又は暴力団員が意思決定に関与する団体でないこと。　⑺　暴力団員及び暴力団関係者でないこと。２　補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 ⑴ 複数名の認知症の在宅者及びその家族を対象として実施するものであり、おおむね２カ月に１回以上、１回当たりの開催時間が２時間程度であること。⑵ 参加費用が無料であること。ただし、飲食等に係る費用について、実費相当額を負担させる場合は、この限りでない。⑶ 政治的又は宗教的な活動を目的としていないこと。⑷　法令及び公序良俗に反しない内容であること。　⑸　補助金の交付を受けようとする年度において、他の補助事業の対象とならないものであること。　⑹　別紙認知症カフェ開設・運営に関する注意事項を遵守した事業であること。　 |
| 対象経費 | １　開設事業補助金の対象は、事業を行うカフェの開設に要する備品及び器材の購入費30,000円以内とする。ただし、備品及び器材は、開設にあたり必要なものとし、毎回使用するものに限る。２　運営事業補助金の対象は、介護負担軽減に資する講話等の開催に係る講師の謝礼。ただし、カフェの開設年度から３年間に実施するものに限る。1回15,000円を限度とし、一カフェにつき年間20,000円を限度とする。講師の報償費の基準については、別紙松本市認知症カフェ運営助成事業講師基準を参考とする。また、標準教材に基づく認知症サポーター養成講座の講師謝礼は対象としない。３　開設事業補助金・運営事業補助金は、いずれも補助率10／10、当該年度予算終了までの助成とし、100円未満は切り捨てとする。４　松本市補助金交付規則（規則第１６号）基づき、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときは返還を求める。 |
| 手続き | １　開設事業補助金は、別紙様式第１号、第２号、第４号、第６号、その他を提出。２　運営事業補助金は、別紙様式第２号、第３号、第５号、第６号、その他を提出。３　詳細は別紙　松本市認知症カフェ開設・運営事務手続きの流れによる。 |

＜問合せ先＞

　松本市高齢福祉課

電話３４－３２３７　FAX３４－３０２６